

## 都城工業高等専門学校・宮崎県連携協議会要項

(目的)

第1条 都城工業高等専門学校と宮崎県は、地域企業における既存技術の高度化、新たな技術開発の促進等工業振興及び高度な専門技術を持った人材の養成等を図るため、連携・協力して取り組むことを目的として、都城工業高等専門学校・宮崎県連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 産学官連携・共同研究の推進に関する事項
- (2) 実践的技術者の人材養成に関する事項
- (3) 地域企業等の技術者に対する先端科学技術教育に関する事項
- (4) 地域社会・地域産業との連携事業に関する事項
- (5) 地域社会にかかわる学術研究調査等に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

都城工業高等専門学校	宮崎県
校長	商工観光労働部
副校長（教務主事）	商工観光労働部長
副校長（学生主事）	商工観光労働部次長
校長補佐（社会連携担当）	商工政策課長
専攻科長	工業支援課長
地域連携センター長	労働政策課長
機械工学科長	地域雇用対策室長
電気情報工学科長	工業技術センター所長
物質工学科長	食品開発センター所長
建築学科長	環境森林部
一般科目理科長	山村・木材振興課長
	木材利用技術センター所長

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、校長をもって充てる。

- 2 会長は、必要に応じ協議会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 協議会における専門的な事項について協議するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会について必要な事項は、協議会が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、都城工業高等専門学校総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年2月2日から施行する。